

長 期

群 備 二 第 6 7 号

平 成 2 1 年 3 月 6 日

[備一・地・交企]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察特殊標章等の交付等に関する要綱の制定について（通達）

このたび、国家公安委員会・警察庁国民保護計画及び群馬県警察国民保護警備実施計画の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第2項の特殊標章及び身分証明書等の交付等について、別添のとおり、群馬県警察特殊標章等の交付等に関する要綱を制定し、平成21年4月1日から運用することとしたので事務処理上適正を期されたい。

別添

群馬県警察特殊標章等の交付等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、国家公安委員会・警察庁国民保護計画第2章第2節15の規定及び群馬県警察国民保護警備実施計画第4の8の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条第2項の特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

第2 交付

1 本部長は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 群馬県警察の職員で国民保護措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に係る職務を行う者
- (2) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 本部長は、前記1の申請があった場合は、申請に虚偽があると認められるときを除き、当該申請に係る特殊標章等を交付するものとする。

3 前記1の申請は、特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第1号）を本部長に提出して行うものとする。

第3 様式等

1 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章又は航空機章とし、その色、材質及び制式は、それぞれ別記様式第2号から別記様式第8号までのとおりとする。

2 身分証明書の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

第4 有効期間

身分証明書の有効期間は、交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して本部長が定めるものとする。

第5 書換え

身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を本部長に申し出て、その書換えを受けなければならない。

第6 再交付

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合は、その旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合において、き損し又は破損した特殊標章等は、返納しなければならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合は、遅滞なくその旨を本部長に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。

第7 返納

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。
 - (1) 対処基本方針（事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。）が廃止された場合
 - (2) 身分証明書の有効期間が満了した場合
 - (3) 第2の1の(1)から(3)までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった場合
- 2 第6の2の規定により特殊標章等の再交付を受けた者は、失った特殊標章等を発見した場合は、遅滞なく当該失った特殊標章等を返納しなければならない。

第8 台帳

本部長は、特殊標章等を交付した者に関する台帳（別記様式第10号）に特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、これを整理保管するものとする。

第9 使用等

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合は、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、当該特殊標章が腕章であるときは上衣の左腕に装着し、当該特殊標章が帽章又はヘルメット章であるときは帽子又はヘルメットの右側面につけ、当該特殊標章が場所章であるときは見えやすい場所に表示し、当該特殊標章が自動車章又は自動二輪車章であるときは自動車の上面及び両側面につけ、当該特殊標章が航空機章であるときには航空機の両側面につけるものとする。
- 2 前記1の場合において、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

第10 禁止事項

- 1 特殊標章等の交付を受けた者は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務若しくは業務を行い、又は当該国民保護措置の実施に必要な援助について協力する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

第11 貸与

- 1 本部長は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する者に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与するものとする。この場合において、当該特殊標章の再交付及び返納については、第6及び第7の2の規定を準用する。
- 2 特殊標章の貸与を受けた者は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

第12 専決

- 1 この要綱に規定する本部長の事務のうち、警察署の職員で国民保護措置に係る職務を行うものに対する特殊標章等の交付及び貸与に関する事務については、当該警察署の長が専決することができる。
- 2 この要綱に規定する本部長の事務のうち、前記1の規定による警察署長の専決事務以外の事務については、警備部警備第二課長が専決することができる。

別記様式第1号（第2関係）

特殊標章等に係る交付申請書

元号 年 月 日

群馬県警察本部長 殿

申請者氏名

国民保護法第158条第2項の特殊標章及び身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

氏名(ローマ字)				写 真
※所属・官職				
住 所				
連 絡 先				
生 年 月 日				
身 長	cm	眼 の 色		
頭 髪 の 色		血 液 型	(R h 因 子)	
身分証明書の 有無	有 ・ 無 (証明書番号 :)	その他の特徴 又は情報		
資 格	1 群馬県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの <input type="checkbox"/> 2 群馬県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 <input type="checkbox"/> 3 群馬県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <input type="checkbox"/>			
申請者が行う国民保護法第158条第2項の職務、業務又は協力の内容				
特殊標章の種類	数	必 要 な 理 由		
腕 章				
帽 章				

ヘルメット章		
場 所 章		
自 動 車 章		
自動二輪車章		
航 空 機 章		

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

交付権者使用欄

証 明 書 番 号		有効期間の満了日	
交 付 年 月 日		返 納 日	

- 備考 1 申請者氏名については、申請者本人が自ら署名すること。
- 2 写真は、6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのものとすること。
- 3 ※印の欄には、群馬県警察の職員のみ記載すること。
- 4 身分証明書の有無の欄には、群馬県警察本部長から身分証明書の交付を受けている場合には「有」を、受けていない場合には「無」を、それぞれ○で囲むこと。なお、身分証明書の交付を受けている場合には、その証明書番号を記載すること。
- 5 軽量の個人用の武器を携行する場合には、その他の特徴又は情報の欄にその旨記載すること。
- 6 資格の欄には、該当する個所の□に を付けること。
- 7 場所章の数の欄には、標章を表示する場所の数を記載すること。
- 8 自動車章、自動二輪車章及び航空機章の数の欄には、標章をつける自動車、自動二輪車及び航空機の台数を記載すること。